

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成28年6月13日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第49号所管分の審査-----	2
質疑（野口博委員、山崎雅数委員）	
議案第56号の審査-----	3
質疑（福住礼子委員、野口博委員、山崎雅数委員）	
議案第55号の審査-----	7
質疑（福住礼子委員、野口博委員、渡辺慎吾委員）	
採決-----	9
閉会の宣告-----	9

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成28年6月13日（月）午前 9時58分 開会  
午前10時42分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治      副委員長 山崎雅数      委員 野口 博  
委員 福住礼子      委員 渡辺慎吾

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
総務部長 杉本正彦      同部次長兼市民税課長 豊田 拓夫  
防災管財課長 古賀順也      財政課長 石原幸一郎  
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和  
同局次長 山下 聡

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉      同局総括主査 田村信也

### 1. 審査案件（審査順）

議案第49号 平成28年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分  
議案第56号 摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第55号 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 本日は、足元の悪い中、総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で付託されました案件について審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦退席いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第49号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 今回、財政調整基金繰入金を財源として補正したということなんですけれども、まず、この繰入金の6,763万7,000円について、こういう金額にされた根拠についてお尋ねします。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 野口委員のご質問に答弁申し上げます。

財政調整基金繰入金、今回6,763万7,000円を繰入させていただいております。

今回、補正全般につきまして、それぞれ3月議会との関係でありますとか、個人番号の関係、また、文化ホールの関係等の支出が上がっております。それに対しまして、分担金でありますとか、国庫支出金等財源を伴うものもございます。

それ以外のもので、歳入と歳出で、今回、財源の不足分を歳入の調整としまして、財政調整基金より6,763万7,000円の繰入を計上させていただいているところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしますと、歳出の部分で見ますと、所管は違いますが、文化振興費で、文化ホール緞帳設置業務委託料とか器具費について、額として、2,656万円を一般財源で組んでいますけれども、もしこれを支出しなくてもいい場合には、この分については差し引かれるということになるかと思えますけれども、そんな理解でよろしいのかということと、合わせて、主要基金の残高について、聞いておきます。

今回の補正は財政調整基金の取り崩しだけでありますけれども、平成28年度一般会計当初予算時点での今年度末見込みについて、107億9,600万円、約108億円という数字があります。

平成27年度の決算見込みがそろそろ出ますので、合わせて、この機会に、最終的には第3回定例会で資料をいただきますけれども、見込みとして、平成27年度の主要3基金の残高について、どのぐらいになるのか、この際お示しをいただきたい

と思います。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 まず、1点目でございます。

歳出に対して、歳入のそれぞれの補正額の財源内訳というのがございますので、それぞれ支出に対して、国・府でありますとか、地方債、その他分担金等、その残り分が、一般財源での今回の財政調整基金繰入金となりますので、支出に対しての残りの一般財源分というふうに考えております。

それと、基金のほうでございます。決算見込みの段階でございますが、平成27年度現在高としましては、約146億円程度の残高が見込まれると考えております。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。山崎委員。

○山崎雅数委員 文化ホール緞帳設置業務委託料の例はわかりましたけれども、ほかにはもうないんでしょうか。

それと、決算見込みで、さっき、基金残高はおっしゃっていただきましたけれども、決算見込みのほうで不用額とか、こういったものも基金に積まれることが多いと思うんですけれども、昨年度の決算見込みで言うと財政調整基金での取り崩しはどのぐらいになるのかということと、例えば、文化ホール緞帳設置業務委託料などの分で不用額が出るなどした場合に、今回の補正予算の繰入額は、今後下がる可能性があるのかということをお考えとしてお聞かせいただければと思います。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 山崎委員のご質問に答弁申し上げます。

今回の補正につきましては、それぞれの課で予算査定行いまして、歳出と、それに当たる財源を計上しておりますので、この

補正予算につきまして、これ以上の見込める府費、国費、地方債等というのはございませんので、今回、財政調整基金として繰り入れさせていただいております。

あと、基金でございますが、財政調整基金につきましては不用額がここ数年来、出ておりますので、その分を財政調整基金に組んでおります。

その中で、不用額が出てきた場合に、基金に積み立てる場合と、財政調整基金の当初予算での取り崩し分を、そのまま繰り戻すという手法をとっておりますので、今回は、それらの分も見込みまして、約146億円の基金残高になるというふうに見込んでおります。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時6分 休憩）

（午前10時7分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

議案第56号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 第1集会所と第39集会所が廃止されるということでの条例改正なんですけれども、今後のスケジュールについてお聞きします。第39集会所については、先日、千里丘公民館がリニューアルオープンしましたので、そこに集会所機能が入るということで分かっているんですが、第1集会所の今後のデイハウスましたへの集会所機能移設スケジュールを教えてくださいたいと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 第1集会所の解体のスケジュールございますけれども、まず、デイハウスましたの新築工事が今年度10月末ごろ完了予定と聞いております。

その後、引っ越し作業、それから、集会所の解体となりますので、解体につきましては、11月中旬から12月末ごろを予定しております。

次に、第39集会所でございますけれども、5月に千里丘公民館の増設工事が終わりました、その後に、境界明示の測量を行うということでありまして、それが終わり次第、集会所解体の実施設計を行いまして、それから、解体を行うということでありまして、集会所の解体につきましては、11月から12月ごろになろうかと考えております。

解体の時期につきましては、工事の進捗状況を見ながら関係所管課とも協議を進めながら行ってまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 スケジュールについては、わかりました。

第1集会所の解体後、それから、第39集会所の解体後の跡地というのは、どのようになっていくのか教えていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 まず、第1集会所でございますけれども、第1集会所の跡地につきましては、もともとデイハウスましたの建築費用の原資に充てるということでありまして、売却を進めていくということで予定をしております。

第39集会所につきましては、今建っている集会所の跡地につきましては、千里丘公民館の再配置計画の中で、もともとあっ

た集会所のところについては、駐車場スペースということで聞いております。

千里丘公民館全体の再配置の中で、不要になった残地、約400平方メートルにつきましては売却いたします。その売却した原資につきましては、公民館の増築工事の費用に充てるということで考えております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 跡地の活用について、分かりました。

それでは、今まで第1集会所、それから第39集会所に、それぞれ使用されていた備品があったと思うんです。備えつけられていたと思います。例えば、食器棚であったり、冷蔵庫であったり、テーブルであったり。今後は、そういった施設が一緒になって使用していくことになることについて、使い方ですね。今、デイハウスましたに、例えば、集会所機能が入った場合、こういった備品が置かれるのか。それとも、全くなくなっていくのか。同じく、39集会所も、千里丘公民館の新設されたところが主になるんでしょうけれども、備品の使い方、そういったことを教えていただきたいと思っております。

あと、そういった使うものについての管理の仕方がきちんと話し合われているのか、そういったことも教えていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 備品の使用につきましては、それぞれの施設に集会所機能が移りますので、基本的には、それぞれの施設所管課と地元の自治会と協議を十分行いながら進めてきておられるということ聞いております。

それと、備品の管理につきましても同様

に、これまでの集会所にあったものを持ち込むのであるとか、また、新たに施設として準備していくものであるとか、それらについても、それぞれの施設所管課と地元と、十分協議を進めた中で住みわけをされると聞いております。

○三好義治委員長 第39集会所に係る千里丘公民館の再配置については、図面で各委員に渡してもらえますか。売却の部分と保留地という感じもあるんで、委員長として要請しておきます。

野口委員。

○野口博委員 二つとも、年度当初の予算で売却をしていくということで、費用が一応試算されて計上されていきました。第1集会所が176平方メートルで2,600万円。第39集会所が400平方メートルで5,600万円という数字でありました。

売却ということについては、どうのこうの言いませんけども、これから53箇所の集会所を含めて、全ての公共施設について、その統合を含めて、いわゆるファシリティマネジメントといわれる総合管理計画が作られていきます。別府のコミュニティセンターと第19集会所の関係だとか、福祉施設であるデイハウスまたは第1集会所。千里丘公民館と第39集会所という関係で、公共施設の中身が変わろうとしています。

集会所機能をきちんと、そういう中でも使えるようにしながら運営を考えていくというのも大事だと思っておりますけども、その点で、まず、この第39集会所について、備品等はお話がありましたが、集会所機能で、これまで出来たこと、これから出来なくなること、法的な問題を含めて、地元との協議の中で、どういう議論がなされてきたのでしょうか。その結果でこうなり

ましたという流れを教えてください。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 第39集会所につきましては、千里丘公民館を増設した所に集会所機能を入れるということでありますので、まずは、所管課でございます生涯学習課が中心となって、地元自治会と協議を進めてこられております。

その中で、もちろん、我々としても集会所の役割ですとか、地域コミュニティの場として果たす役割としては必要な施設であると認識いたしておりますので、出来る限り地元の要望、意向を伺いながら、施設所管課が中心となって進めてきていただいております。

今までの集会所、これは廃止になりますので、今度は新しい施設の方での運用の規定ですとか、運用のルールの中で行うことになりますので、これまで出来ていたことが出来なくなるといったこともあろうかと思っておりますけれども、十分地元と協議した中で、ご理解いただいておりますと考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしますと、いろいろ議論されてきていると思っておりますけども、この集会所というのは、一番身近な地域コミュニティの拠点でもあり、公共施設の一番身近な部分であります。僕らもよく利用させていただきましても、当然、飲み食いもあるわけです。いろんなことが出来ます。政党としての活動も、場所として提供いただいております。宗教団体もそうでありましても。

そういう、今おっしゃったように、第39集会所がなくなって、一部機能を移したとしても、出来ること、出来ないことが出てきます。これまで使ってきた使い勝手と

の関係で、どういう改善がなされたのかという点をお聞きします。

例えば、茨木市では公民館は政治活動でも使えるわけです。そういう自治体もあるんですけども、公民館に機能を移した場合に、法的な規制上、出来ること、出来ないことをまとめてお話をさせていただければと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 公民館につきましては、社会教育法に基づいて、公民館の事業として、講習会ですとか、展示会ですとか、住民の集会、その他の公共的利用に供することということで、自治会がこれまで集会所で出来たことも、十分補完出来てくる部分もあるとは思いますが。

以前であれば、集会所で葬儀等も行われてきたということもあります。葬儀につきましては、市営のメモリアルホールが出来た以降、そちらに移行という形で進めておるところでございますし、また、民間の葬儀会社の家族葬も出てきておりますので、集会所の利用もかなり減ってきている状況ではございます。

それを、公民館の中で出来るのかどうかというのは、社会教育法に照らし合わせますと、なかなか難しいと思っております。

また、飲食につきましても公民館の運用のルールの中で、出来る、出来ないというのは、十分地元の自治会と議論されてきたことかと思っておりますので、それは、施設所管課の定められた運用ルールの中で行っていくものであるかと考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 もう少し、平たく言ってほしいんですけど。

そうしましたら、葬儀は出来ないということですね。公民館に入ったら出来ない。

飲み食いについては、社会教育法の関係でいろいろ制約はあるけれども、協議なさっていると。限度があるという意味で、調整が出来るんじゃないかなという話でありますけれども、例えば、議会報告会とか、の政治的利用にはふだんは使えないわけですよ。今までは、第39集会所で使えたわけですよ。そういうことも出来なくなりますので、これから、公共施設の再配置の中で、全体的な問題として、そういう住民の側から見て、これまでの使い勝手がなくなるケースも多々出てくると思うんですよ。その辺をどういうふうにしていくのかということも、これからの問題としてあろうかと思っておりますので、改めて、地元協議は当然でありますけれども、その辺のことを他市の取り組み方も参考にさせていただいて、使い勝手を良くするという立場で物事を進めてほしいということをお願いしておきます。

○三好義治委員長 教育委員会との関連もあるので、これも防災管財課だけではなく、教育委員会と調整をしていくようお願いいたします。

山崎委員。

○山崎雅数委員 要望だけさせてもらいます。

葬儀の話ですけども、第1集会所も第39集会所のほうも、地域特性として、狭小な住まいとか、狭いお家にお住まいの方は、ご自宅で葬儀が出来ない。家族葬がふえて、式まで挙げない方もいらっしゃるんですけども、第39集会所とか第1集会所、小さい集会所があれば、そこで出来たという地域特性もあると思っておりますので、そういったことも、これからしっかりと考えてもらって、出来る機能を残してもらいように、お願いをしておきたいと思っております。



○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 市議会議員、また市長の選挙における選挙運動の公費負担の見直しということになるんですけれども、前回の見直しがいつあったのかということと、どういった項目で見直しがあったのかということをお聞きします。また、今回の見直しについては、候補者一人当たり、おおむねどのぐらいの増額になるのか、教えてくださいたいと思います。

○三好義治委員長 山下局次長

○山下選挙管理委員会事務局次長

それでは、福住委員のご質問に答弁申し上げます。

まず、市長選挙、市議会議員選挙におけます選挙運動の公費負担の単価改正の、前回は行われた時期ということでございますが、本来は、国の方は、3年に1回の参議院議員選挙のときに人件費ですとか、物価変動を斟酌して見直すということになっておきまして、本市におきましては、前回改正いたしましたのは、平成19年度でございます。

今回の単価の見直しにおきまして、候補者一人当たりの交付金の増額につきましては、大体1万5,000円から2万円の間の金額、約2万円という算定となっております。

改正項目は選挙運動用自動車の借上料、

燃料費、ポスター・ビラの作成費ということで、前回の変更項目も今回と同じです。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 内容については、わかりました。立候補者に対する金額となりますので、そのときの立候補者が多ければ、金額もそれだけ増えるということになるかと思えます。

この見直しは、市で、いつのタイミングでもいいということが、今、分かりましたので、ありがとうございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 公費負担の改正ということで、従前に比べて費用がかからないという改正であります。こういう機会です。具体的に聞きたいのが、全てこの項目を活用した場合に、一人当たり2万円ぐらいの増額だという話がありましたけれども、選挙運動用ポスターの分で、例えば、公営のポスター掲示場が157箇所あります。条文を見てもなかなか分かりにくいんですけれども、僕らも印刷屋に頼んで、選挙中のポスターをつくりましても、一人の候補者が157箇所に貼るとした場合に、この限度額は幾らになるのかということをお聞きしたい。

マニフェストビラを4年前の市長選挙で初めて活用出来るようになりましたけれども、条文を見たら、7円51銭、1枚当たり、限度1万6,000枚ということになりますけれども、そういう理解でいいのかということも合わせてお聞きしておきたいと思えます。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会事務局次長

それでは、選挙公営制度交付金のうち、選挙運動用ポスター作成のための単価算定方法について、ご説明申し上げます。

まず、今回の改正単価を元にご説明させていただきます。525円6銭、これにポスター掲示場が市内157箇所ということで、525円6銭かける157箇所、それに企画費といたしまして、31万500円を足します。その金額をポスター掲示場の箇所数である157で割るということで、1枚当たりの単価は、1円未満を切り上げまして、2,503円ということになります。

この2,503円かける157箇所分ということで、39万2,971円、これが上限額となります。

続きまして、ビラの作成費用ということですが、これにつきましては、7円51銭で上限が1万6,000枚というのも前回と変更ございません。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 わかりました。参議院議員選挙が始まりますし、9月には市長選挙も控えております。来年は市議会議員選挙があります。

国のほうで、投票率が減ってきている状況の中で、どうやって投票率を向上させていくかということで、共通投票所、駅やショッピングセンター等々で投票を出来るようになる。時間等についても、自治体で、朝の6時半から晩の10時までの間で決めて構わないということにするなど、国の方でも多くの方々に投票に行っていくためにそういう手を打たれようとしています。そういう面での、今度の参議院議員選挙に向けての努力があれば教えてほしいと思います。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会事務局次長

それでは野口委員のご質問に答弁させていただきます。

共通投票所設置につきましては、選挙管理委員会事務局内部でも検討はいたしましたところですが、やはり、一番の問題といたしましては、二重投票防止のためのセキュリティ対策というところでございます。

それに加えて、これまでの選挙の有権者の投票動向を分析してみましたが、夜7時以降に投票へ来られる方の人数として、夜7時を回りましたら非常に伸び率が落ちているということで、夜間の延長につきましては、まだ効果が未知数であるということで、この辺につきましても、今後、各市の動向等を見据えまして研究を続けて行く必要があると考えております。現時点におきましては、共通投票所の設営及び投票所の開所時間延長につきましては、まだ考えていないというところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 今回の議案とは直接関係がありませんので、引き続き検討していただきたいと思っております。

合わせて委員長にお願いしておきますけども、土曜日に摂津市選挙管理委員会の国民投票チラシ配布に関する報道がありましたので、委員長のほうで報告を含めて、そういう場を設定していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○三好義治委員長 野口委員から委員長に要請があった国民投票チラシ配布に関する報道ですね。その件については会期中に改めて選挙管理委員会事務局から報告を受けたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 新聞に載る前は、きちっと議長や副議長、所管の委員長に説明する

義務があるというふうに私は思うんです。この件は新聞で初めて知ったわけですよ。まあ、今は委員会の議案質疑やから、このことに関しては後で聞きますわ。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 野口委員の質疑にも関連するんやけど、投票率を上げるということで、これは、以前からいろんな方法で、あなた方が投票所を合併したり、削減したり、いろいろやってはるけど、これは投票率を上げるということが最大の目標だということを行っているはずですよ。

法改正によって、時間を変えたり、そういう共通投票所を開いたり出来るようになる中で投票率が結果としてあらわれるわけです。その辺の努力をしっかりと見る。これは、この議案に直接関係しないので踏み込んで言われへんのやけど、そういう点で投票率を上げる結果を出さんと、あなた方が何ぼ言いわけしても具合が悪いわけです。その辺の投票率を上げる努力をしていただき、選挙権年齢が引き下げられて18歳からになってきたら、それによって、その方々に対してどのような働きかけをするかということをしつかりとやるように要望しておきます。

○三好義治委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 出席者による全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前10時42分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 山崎雅数